

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

1 日時

令和4年7月1日（金曜日）

午前9時59分開会、午後1時51分散会

（休憩 午前10時20分～午前10時25分、午前10時32分～午前10時34分、
午前10時41分～午前10時44分、午前11時58分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 政策企画部

小野政策企画部長、菊池副部長兼首席調査官、竹澤参事兼政策企画課総括課長、
本多特命参事兼政策課長

(2) 総務部

千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、加藤参事兼人事課総括課長、
草木法務・情報公開課長、山田財政課総括課長、今野税務課総括課長、
和田管財課総括課長

(3) 復興防災部

佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、工藤副部長、
澤田復興推進課総括課長、戸田防災課総括課長

(4) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、小國地域振興室長、渡辺交通政策室長、
藤原科学・情報政策室長、大越ふるさと企画課長、
大森市町村課総括課長、米内学事振興課総括課長、高井地域企画監、
山田交通課長、木村デジタル推進課長

(5) I L C推進局

箱石 I L C 推進局長、佐々木副局長兼事業推進課総括課長、藤島計画調査課長

- (6) 人事委員会事務局
菊池人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長
- (7) 警察本部
長谷川警務部長、吉田警務部参事官兼警務課長、高橋監察課長、
佐々川通信指令課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
受理番号第71号 新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願
 - (2) 議案の審査
 - ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)
第1条第1項
第1条第2項第1表中
歳入 各款
歳出 第2款 総務費
第4項 地域振興費
第9款 警察費
 - イ 議案第2号 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
 - ウ 議案第3号 公文書の管理に関する条例
 - エ 議案第4号 岩手県防災会議条例の一部を改正する条例
 - オ 議案第5号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 - カ 議案第7号 岩手県県税条例の一部を改正する条例
 - キ 議案第8号 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
 - ク 議案第9号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
 - ケ 議案第14号 財産の取得に関し議決を求めることについて
 - コ 議案第15号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
 - サ 議案第17号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

シ 議案第18号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

ス 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(3) 請願陳情の審査

受理番号第70号 防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する請願

(4) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情2件のうち、受理番号第71号新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願については、当委員会及び環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要となる可能性があることから、環境福祉委員会委員長と申し合せをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第71号新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち1及び3から8まででありますので、項目の1及び3から8までについて審査を行います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○山田財政課総括課長 受理番号第71号につきまして、お手元にお配りしております資料で御説明させていただきます。

請願内容は、複数部局の所管にまたがっておりますことから、私から項目の1番及び4番から7番、復興防災部から3番、ふるさと振興部から1番について、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、1の社会保障関係予算の確保等でございますけれども、(1)のとおり、近年高齢化の進展等に伴い、関係予算、一般財源負担は増加傾向でございます。

(2)につきまして、幼児教育・保育の無償化についてでございます。県負担は4分の1で、消費税率引き上げに伴う増収分を活用しておりますけれども、増収額が所要額に満たない場合は地方交付税により対応することとなっております。

(3)のとおり、6月政府予算要望におきましても、社会保障関係費の増等を踏まえまし

て、地方一般財源総額を確実に確保、充実するよう要望しております。

3 ページをお開き願います。4 の緊急防災・減災事業の拡充等についてでございますけれども、本事業は全国的に緊急性のある防災・減災対策に対し、地方債による財政措置が講じられているものでございます。主な対象事業については、(2)のとおりとなっております。財政措置は(3)のとおりです。充当率 100%、交付税措置率 70%とされております。

4 ページをお開き願います。5 の地方交付税の機能強化について、(1)の合併市町村に係る算定の特例、いわゆる合併算定替についてでございますけれども、合併した市町村の普通交付税について、合併後の一定期間、算定結果が不利にならないよう特例措置が設けられております。また、平成 26 年度以降 5 年間にわたり所要の見直しが行われております。

(2)の段階補正ですけれども、人口 1 人当たりの行政コストについて、人口等の規模が小さくなるほど割高になるという傾向を踏まえまして、普通交付税の算定において人口や世帯数に応じた段階補正が設けられております。

5 ページをお開き願います。(3)の地方交付税の法定率ですけれども、地方交付税法におきましては、地方交付税の原資は国税の一定割合とされておりますけれども、地方全体で著しく財源不足が生じた場合、法定率の変更等を行うことと定められております。一方で、臨時財政対策債による財源手当は恒常化しており、ページの中段にありますとおり、県としても法定率の引き上げ等を提言しているものでございます。

6 ページをお開き願います。6 の森林環境譲与税の譲与基準についてですけれども、(1)が制度の概要となっております。令和元年度から間伐等の費用として、都道府県、市町村に対し、森林環境譲与税の譲与が行われております。

(2)、剰余額等ですけれども、制度開始の 200 億円から平年度化される令和 6 年度には 600 億円となる見込みとなっております。

(3)、譲与基準ですけれども、都道府県分につきましては 10 分の 5 を私有林人工林の面積を合算した面積、10 分の 2 を林業就業者数、10 分の 3 を人口により案分するとされております。

(4)は、本県への譲与額になります。今年度は、県分約 1.8 億円、市町村分が約 13.4 億円、令和 6 年度には県分が約 1.8 億円、市町村分が約 16.4 億円になると見込んでおります。

7 ページをお開き願います。7 の会計年度任用職員についてですけれども、(1)のとおり、制度は令和 2 年に創設されております。

(2)のとおり、国においては令和 2 年度、3 年度の地方財政計画において所要の措置が行われております。

本県では、(3)のとおり、令和 2 年度から任用を開始し、期末、退職手当の支給など勤務条件の確保を行っております。

また、(4)のとおり、国に対し、地方公務員共済組合への加入等に係る財政措置を要望しております。以上で説明を終わります。

引き続き復興防災部から御説明いたします。

○**澤田復興推進課総括課長** 続きまして、復興防災分、請願項目の3番の復興事業費総額の確保につきまして御説明をいたします。

説明資料の2ページにお戻り願います。3の(1)のとおり、国が決定した令和3年度以降の復興の取り組みについては、令和3年度以降5年間の復旧・復興事業の規模は1.6兆円程度、そのうち岩手県分としては0.1兆円程度と見込み、事業規模と財源は見合うものとなっております。

また、国から示された本県の事業規模は、本県及び市町村が必要と見込んでいる事業規模とおおむね一致しているところでございます。(2)のとおり、6月の政府予算要望においては、国が決定した事業規模と財源の見通しに基づき、復興の推進に必要な予算を確実に措置するよう要望しているところでございます。

引き続きふるさと振興部から御説明いたします。

○**木村デジタル推進課長** 続きまして、請願項目8番のデジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化につきまして御説明いたします。

説明資料8ページをお開き願います。(1)のデジタル・ガバメント実行計画についてですが、自治体の情報システムの標準化・共通化の目標時期を2025年度とし、国が構築するクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、地方自治体は住民基本台帳など、市町村の基幹系20業務について、国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行を進めることとしています。

(2)の地方自治体によるガバメントクラウドの活用に向けた対応方針について、国では、システム開発事業者は標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築できること、地方自治体は複数の事業者がガバメントクラウド上に構築するシステムの中から選択して利用することができることを示しています。

(3)の地域デジタル社会推進費については、令和3年度に引き続き、本年度も地方交付税の算定項目として措置されており、地域デジタル社会の形成に向けて想定される取り組みとして、地域におけるデジタル人材の育成・確保などが挙げられております。

(4)の本県の対応について、自治体の情報システムの標準化・共通化については、国から示された自治体DX推進手順書に基づき進めており、県としてはこの手順書に対応し、デジタル化の推進に向けた庁内DX推進本部や、産学官金で構成するいわてDX推進連携会議の行政デジタル化部会において情報共有を図りながら、自治体職員向けのセミナーの実施や、特に小規模自治体の取り組みにおくれが生じないよう優先的に支援を行うなど、DXに係る市町村の取り組みを支援しています。

9ページをお開き願います。また、(5)のとおり、国に対し、地方公共団体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化と地方財政措置の恒久化や、デジタル技術を活用して地域課題解決を図ることができる人材確保に係る総合的な調整と、人材育成を含めた財政的支援の充実・強化を要望しています。以上で参考説明を終わります。よろしくお願

いたします。

○菅野ひろのり委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋穩至委員 請願項目の7と8について、確認のため質問したいと思います。

まず、7番目ですけれども、今の説明ですと会計年度任用職員に関する今までの経過と実際の取り組みが説明されているのですが、行政需要に応じた常勤の公務員の確保に関する地方財政措置ということなのですが、公務員の数については前の項目で説明されたのですが、こうした行政需要に応じ、要は定数を変えていくようになると思うのですが、そういった基準のようなものはあるのかということが1点。

それから、8番目のところで、請願では目標時期を延長してほしいということと、自治体によるカスタマイズをしてほしいということなのですが、実際にはどうなのでしょう。それから、寡占を防止するためというのも入っているのですが、今の説明ですと幾つかのシステムから選べるということが一つありますし、実際問題として目標時期の延長が必要なのか、現場としての意見をお伺いしたい。

それから、地方自治体のシステムをカスタマイズすることは考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○加藤参事兼人事課総括課長 常勤職員の定数の関係でございしますが、これについては、明確に人数については示されているものはございません。行政需要に応じた必要数について、確実に地方財政措置を拡充するという点についての要請と理解しております。

○木村デジタル推進課長 御質問のありましたシステムの標準化・共通化の目標時期の延長でございしますが、現在国で示しているのは令和7年度、2025年度までに移行作業を終わるということで進めております。これにつきましては先行事業をやっておりまして、昨年度から一部自治体においてはガバメントクラウド条例のシステム移行というものも先行して進めております。本年度も引き続きやっておりまして、そういったところで問題点等を洗い出ししながら、確実に目標時期までに移行ができるように進めておりますので、現時点では延長せずに進められるものと認識しております。

それから、システムのカスタマイズでございしますが、基本的に今回標準化・共通化する20業務については、自治体の基幹となる共通の業務ということで、その業務に資するシステムの標準化・共通化ということでございしますので、そのシステムとしては統一的なもので整理できるものということで進めております。

ただし、それぞれでプラスアルファのカスタマイズ、カスタマイズとまでは言いませんけれども、機能追加は個別に認められると聞いておりますので、全て同じということにはならないという認識でございします。ベースは、共通化、標準化になるのですけれども、個々の自治体の追加機能は認められると認識しております。

○高橋穩至委員 そうしますと、7番目の公務員の数に関しては、その需要に応じて定数を定めて、それぞれの地方自治体でやっているということで、これに対して財政、交付税算定の関係になるかと思っておりますけれども、しっかりと財源は来ているのか、足りないの

かという部分が問題になると思うのですが、その部分についてはどうなっていますか。

それから、目標時期やカスタマイズに関しては問題ないということなので、財政措置で心配となっている部分はどこかお聞きしたいと思います。

○山田財政課総括課長 会計年度任用職員制度の導入に伴います地方財政措置の状況についてですけれども、先ほどの説明と一部重複するところはございますけれども、令和2年度に導入されて以降、それぞれの制度改正に伴い、令和2年度は2,738億円、令和3年度は664億円がそれぞれ増額されております。個別団体につきましては、個別の財政需要について地方交付税で算定されておりますけれども、令和2年度からの制度開始ですので、まだその制度が安定していないというか、どれくらいの決算に対してどれくらいの交付税が来ているかは我々も分析中でございまして、そこに差額があるか、もしくは乖離が生じているかどうかは、今後その状況を分析していきたいと考えております。

○木村デジタル推進課長 財政措置についての認識でございまして、まずシステムの標準化・共通化に係るところについては国の補助金を用意されておりました、まずはそれを活用することで進めております。ただし、先ほど説明させていただいた、特に追加の機能を検討するとか、そういった部分は標準部分しか措置されない予定ですので、そういったところに十分な財政措置を講じていただく必要があるのと、あわせまして現在デジタル人材はかなり不足していると、それは各自治体においても同じことになっておりました、人材育成は喫緊の課題と認識しております。

○飯澤匡委員 以前にも同様の項目で出されたもので、確認させていただきたいのですが、地方交付税の法定率についてです。きょうの説明資料によりますと、地方全体で著しい財源不足が生じた場合、ここに掲げてある対象税目の法定率を変更するということとなります。著しい財源不足というのはどういう場合が今後想定されるのか、またそのタイミング等を示していただきたい。今までも経済危機などもあったのですけれども、そういう大きな変更はないように感じます。

○山田財政課総括課長 地方交付税の法定率に係る著しい財源不足ということの解釈についてでございますけれども、国におきましては3年連続、全体の財政需要の10%以上の財源不足が生じているかどうかという基準に変わっておりまして、現在、ここはうろ覚えですけれども、平成6年度以降、そのような著しい財源不足が生じている状況と認識しております。

○飯澤匡委員 それで、対象税目、ここに所得税、法人税、酒税とありますが、消費税は別にして、こういう品目は法定率が大きく変更する可能性はあるという解釈でよろしいでしょうか。

○山田財政課総括課長 地方交付税における対象税目の考え方でございますけれども、見ていただきますとわかりますとおり、例えばですけれども、たばこ税が平成27年から除外となっている、そしてそのかわりとして酒税であったりというところの法定税率がふえているというようなところがありますけれども、こちらにつきましては消費税の税率引き上

げ等々の大きな税制改正に伴ったときに措置するのがこれまでの慣例となっておりまして、今後そのような大きい税制改正等があるかどうかの動向を踏まえて、対象税目の見直し等が行われるものと承知しております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いは、いかがいたしますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 では、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開いたします。

改めてお聞きしますが、本請願の取扱いはいかがいたしますか。

〔「項目別」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 では、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例 259 では、請願中、採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で、まず請願項目の 1 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 1 は採択となりました。

次に、本請願の中で、請願項目の 3 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 3 は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の 4 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 4 は採択と決定いたしました。

では次に、本請願の中で、請願項目の 5 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 5 は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の 6 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立全員であります。よって、請願項目の6は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の7を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において請願項目の7に対する取り扱いを決定いたします。

請願項目の7については、委員長は採択とすることといたします。よって、請願項目の7については採択とすることと決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の8を採択とすることに賛成の・・・

〔「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 では、休憩でいいですか。

○工藤大輔委員 休憩ではありません。8番目の採決に臨むに当たって先に表明したいと思えます。先ほど質疑で指摘された「目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること」については、その対応ができると。ただ、財源の心配があるということなので、一部賛成できない文章も入っているのですが、人材育成のところでは財源措置が必要だという点において賛成だと。機能のところの財源措置が必要だという趣旨で賛成したいと思えます。

○菅野ひろのり委員長 では、戻りまして、次に本請願の中で、請願項目の8を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において請願項目の8に対する取り扱いを決定いたします。

請願項目の8については、委員長は採択とすることといたします。よって、請願項目の8については採択とすることに決定いたしました。

一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開いたします。

本請願は、環境福祉委員会においては採択と決定したとのこととございます。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、

事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○菅野ひろのり委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

○工藤大輔委員 8番ですけれども、先ほど来の質疑を見て、8番の2行目、「目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、」ここを削除して、次の文章に続けた意見書で調整していただきたいと思います。

○菅野ひろのり委員長 確認しますが、この「目標時期の延長」から下の「より柔軟に対応すること。」までを削除して、それ以降は残して、そのままですね。

○名須川晋委員 先ほどの案に合わせて、「また、」の後でございますが、「地域経済を活性化させるため、デジタルシステムの標準化において寡占を防止するとともに、人材育成等十分な財政措置を講じること」ということで、いかがでございましょう。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、今いただいた案を確認しますと、「目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。」を削除して、その後「また、地域経済を活性化させるため、デジタルシステムの標準化において寡占を防止するとともに、人材育成等」の「等」を加えるという案をいただきました。

○名須川晋委員 「また、」まで削除です。

○菅野ひろのり委員長 「また、」まで削除して、「等」を加えるのですね。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開いたします。

環境福祉委員会においては、意見書案に対する修正はありませんでした。

改めて確認しますが、ほかに御意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なしということでございますので、なければこれをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、先ほど意見をいただきました「目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、」を削除して、その後の人材育成「等」を加える内容としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定

いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって受理番号第 71 号新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。議案第 1 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 2 款総務費、第 4 項地域振興費、第 9 款警察費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第 1 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

本予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る 4 回目のワクチン接種への対応や PCR 検査体制の強化に必要となる経費のほか、コロナ禍における原油価格、物価高騰等への対策として、いわて県民応援プレミアムポイントによる生活者支援を初め、中小企業者や農林水産業者への支援など早急に対応が必要となる予算を計上しております。また、令和 4 年、福島県沖地震に対応したグループ補助、スポーツライミングのワールドカップ開催に出場する経費なども計上しております。

議案（その 1）の 1 ページをお開き願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62 億 2,000 万 7,000 円を追加し、補正後現計を 8,025 億 8,036 万円とするものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2 ページから 4 ページの第 1 表のとおりでございまして、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第 2 条債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管のものはございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の 3 ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9 款国庫支出金のうち、1 項国庫負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症や家畜伝染病の予防に必要となる財源を補正するものであり、6 億 5,892 万 5,000 円の増額でございます。

次に、4 ページの 2 項国庫補助金につきましては、4 回目のワクチン接種やいわて県民応援プレミアムポイントによる生活者支援など、原油価格、物価高騰等への対策に必要な財源を補正するものであり 48 億 997 万円の増額でございます。

次に、7 ページの 3 項委託金でございますけれども、補正につきましては新時代に対応した高等学校改革推進事業に必要な財源を補正するものであり、560 万円の増額となっております。

次に、8 ページの 12 款繰入金のうち 1 項特別会計繰入金につきましては、国庫支出金への財源振替によるものでございまして、985 万 4,000 円の減額でございます。

次に、9ページの2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い、必要となる一般財源について財政調整基金を取り崩すものでございまして、7億237万6,000円の増額でございます。

次に、10ページの14款諸収入のうち8項雑入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る市町村負担金等の補正でございまして、5,299万5,000円の増額でございます。

以上、御説明申し上げましたとおり、今回補正で増額する歳入総額は62億2,000万7,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。11ページをお開き願います。11ページの2款総務費のうち2項企画費につきましては、一般財源から国庫支出金への財源振替等でございます。

次に、12ページの4項地域振興費につきましては、公共交通の安定した運行を維持するため、乗合バス及びタクシー事業者に対して支援金を交付するものでございまして、2億8,505万4,000円の増額でございます。

次に、飛びまして22ページの9款警察費のうち1項警察管理費につきましては、自動車事故等損害賠償金を補正するものでございまして、27万7,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） それでは、議案第2号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、今般公職選挙法施行令に定める国政選挙の選挙公営費の限度額の改正が行われたことに伴い、県議会議員及び知事の選挙における選挙公営費に係る選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に要する経費の限度額につきましても、国政選挙と同様に引き上げようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、今回改正となりますのは令和元年10月の消費税率引き上げ等が影響する経費となっております。自動車の使用のうち、自動車の借入れ及び燃料費並びにビラの作成、ポスターの作成に係る費用となっております。

(1)は第4条関係でございますが、選挙運動用自動車の使用に係る限度額の引き上げでございます。自動車の借入れに係る1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、燃料費に係る1日当たりの限度額を7,560円から7,700円に引き上げるものでございます。

(2)は第6条及び第8条関係でございますが、選挙運動用ビラの作成に係る限度額の引き上げでございます。作成枚数が5万枚以下の場合の1枚当たりの限度額を7円51銭から7円73銭に、作成枚数が5万枚を超える場合の1枚当たりの限度額を5円2銭から5円18銭に引き上げるものでございます。

(3)は第11条関係でございますが、選挙運動用ポスターの作成に係る限度額の引き上げでございます。ポスター掲示場数が500以下の場合の1枚当たりの印刷費の限度額を525円6銭から541円31銭に、ポスター掲示場数が500を超える場合の1枚当たりの印刷費の限度額を27円50銭から28円35銭に引き上げ、企画費については31万500円から31万6,250円に引き上げるものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置として、具体の選挙への適用につきましては条例の施行の日以後に告示される県議会議員及び知事の選挙から適用することとしており、条例の施行の日の前日までに告示された県議会議員及び知事の選挙につきましては改正前の規定が適用されることとなるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決

定いたしました。

次に、議案第3号公文書の管理に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**草木法務・情報公開課長** 議案第3号公文書の管理に関する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)、5ページをお開き願います。なお、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により説明申し上げます。

まず、1の制定の趣旨についてであります。公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等及び法人文書の適正な管理並びに歴史公文書の適切な保存、利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)は条例の目的について、(2)は定義等について、(3)は基本理念について定めるものであります。

(4)から(10)までは、行政文書等の作成、整理、保存等の管理の基本的事項について定めるものであります。現行制度からの主な変更点についてでございますが、1点目として行政文書等の廃棄等に当たっては岩手県公文書管理委員会の意見を聞くこと、2点目として各実施機関が条例のもと、適正かつ統一的な文書管理を行うため、各実施機関における行政文書等管理規程の条文として行政文書等管理指針を定めること、3点目として行政文書等管理指針及び規程の制定、改廃に当たっては岩手県公文書管理委員会の意見を聞くことが挙げられます。

(11)及び(12)は、地方独立行政法人等が保有する法人文書について、行政文書等に準じた管理を行うこと等の基本的事項を定めるものであります。

(13)から次のページの(30)までは、歴史公文書の保存及び利用等について定めるものであります。これまで保存期間が満了した行政文書は、各実施機関がそれぞれ廃棄しておりましたが、条例の施行により東日本大震災津波に関する行政文書や新型コロナウイルス感染症に関する行政文書など、本県にとって歴史的価値を有するものについては岩手県公文書管理委員会の諮問を経て歴史公文書として永年保存し、一般の利用に供することとしようとするものであります。これに伴い、現在の永年保存文書の取り扱いが廃止し、行政文書等の保存期間は最長30年の有期限とする予定としております。

(31)の岩手県公文書管理委員会についてですが、学識経験者5名で構成することとしております。

(32)については、公文書の保有状況や廃棄状況等についてホームページで毎年度公表することとしております。

(33)は組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置について、(34)及び(35)は県の出資法人及び指定管理者の文書管理に関する取決めに対する努力義務について、(36)

では条例の規定の適用除外について、(37)ではこの条例の実施に関し必要な事項の取り扱いについて定めるものであります。

(38)では、岩手県公文書管理委員会の委員が守秘義務に違反した場合の罰則について定めるものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。この条例は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。ただし、岩手県公文書管理委員会の設置及び条例の施行に必要な準備行為に関する一部の規定については、公文書管理委員会において10月1日までに行政文書等管理指針等についての審議を行う必要がございますので、公布の日から施行しようとするものでございます。

また、所要の経過措置を講ずるほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の定義等に係る一部改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 昨日の一般質問でもあったのですが、この公文書を今後保管していく場所は盛岡地区合同庁舎の1階ということですが、今後専用の施設をつくる予定はあるのかお伺いしておきます。

○草木法務・情報公開課長 公文書館の整備についてですが、過去に計画が凍結されたという経緯もございまして、その必要性やニーズ、県財政の状況を踏まえながら優先度を協議する必要がございます。

現在永年保存文書庫、文書を保管している盛岡地区合同庁舎1階の文書保存庫は一定の公文書館機能がございまして、閲覧スペースや、文書を模写するための装置等を設けておきまして、こちらを歴史公文書の利用窓口と位置づけまして、県民の利用、請求等に対応していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 凍結という話でしたが、今後はこういったものをしっかりと管理して、県民の将来のという目的に沿って、県民の皆さんに見ていただく機会をつくっていくことは考えていますか。

○草木法務・情報公開課長 現時点では、今後の施設整備ということに限らずに、まずは文書の電子化による集約の可能性ということも含めながら、利用者のニーズや利便性に考慮した対応というのを研究していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 岩手県は広いわけで、例えば沿岸部からわざわざ公文書を見に来るということだけではなく、沿岸部にあってもそういうものが見られる機会を今後考えていくと判断しているのですか。

○草木法務・情報公開課長 電子化ということも含めて検討を進めておりますので、城内よしひこ委員のお見込みのとおり進めさせていただきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸田防災課総括課長 議案第4号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の26ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。岩手県防災会議は災害対策基本法に基づき、国、県等の行政機関の職員や、国、県が指定する電気、輸送、通信等の公共的機関の職員、学識経験者等から委員を任命し、設置しており、本条例におきましては指定公共機関の職員、学識経験者等の委員の定数や組織体制について定めているところであります。

今般国が指定する指定公共機関に新たに楽天モバイル株式会社が追加指定されたことから、国、県が指定する指定公共機関、指定地方公共機関の役職員のうちから任命される委員を増員しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。指定公共機関に追加指定された楽天モバイル株式会社の役職員1名を岩手県防災会議の委員に任命するため、指定公共機関等の役職員のうちから任命される委員定数を1名増員しようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行するとともに、新たに任命しようとする委員の任期を他の委員と同様にするため、経過措置を定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 せっかくの機会ですから、条例内容に反対するわけではないのですけれども、岩手県防災会議について聞かせていただきたいと思えます。

これは、指定公共機関の委員を1人増員するということですが、岩手県防災会議がどの程度の頻度で開かれているのか、どういった議論がなされているのか、そこを教えてくださいたいと思えます。

○戸田防災課総括課長 岩手県防災会議の開催頻度というところですが、基本的に

は地域防災計画を毎年見直しておりまして、その作成する権限が防災会議に付されていて、最低限毎年1回は開催させていただきます。

○**関根敏伸委員** 毎年1回は最低限ということですね。必要があれば、多く開かれるということだと思うのですが、一般質問の中でも少し触れさせていただきましたが、今回日本海溝と千島海溝沖の地震について、さまざま国からも被害想定が出されて、今県では8月に県独自の被害想定を出されるということで、1カ月ぐらいだと思うのです。当然いろいろな観点から岩手県防災会議の御意見なり、いろいろな公共指定機関や学識経験者などが集まっていられる会議のようですが、そこに向けてどういった議論や意見交換がなされているのか、教えていただきたいと思います。

○**戸田防災課総括課長** 今関根敏伸委員から御指摘をいただきましたとおり、地震の想定調査の作業、検討を進めておりまして、この検討に当たりましては岩手県防災会議の中に検討部会という部会を設けまして、学識経験者の方ですとか、それから市町村の代表の方など、そういった方々を部会委員として検討を進めさせていただいております。その中で議論されている中身としましては、他の自治体の想定ですと、被害想定だけを取りまとめて出しているような例もありますけれども、本県の場合、減災対策のようなソフト対策も被害想定の中に取り込むべきという御意見もありました。被害の想定だけではなく、被害を極力抑えるためにどういう方策を取っていったらいいか、大きな項目、減災対策の方向性のようなものも盛り込むという形で検討を進めさせていただいております。

○**関根敏伸委員** 非常に大切な視点だと思います。10年前の震災を受けて、ようやくハードが完了した時点で、こういった大規模な地震想定が発表されて、またハード、ソフト両面にわたって対応を迫られるということだと思います。国の大きな方向性だと、逃げることを最優先にすれば、とにかく8割、人的な被害が軽減できるということだと思いますから、ここを最優先する。あと、岩手県は積雪寒冷地だということに備蓄等々どう対応していくかということが非常に大きな役割だと考えています。

加えて、指定公共機関の方々の視点も非常に重要な視点になるのではないかと考えておりますので、その辺の方向性は大体一般質問では聞かせていただきました。いろいろな想定、時間帯や季節など、そういったことも含めてやられているようではありますが、改めていよいよ8月に向けて一通りの方向性が示される時期だと思いますので、ラストスパートの状況なのだろうと思います。その辺についての決意も含めて聞かせていただければと思います。

○**戸田防災課総括課長** 今いろいろと鋭意検討作業を進めておりまして、被害想定の数値はもとより、さまざまなパターンで検証をしながらつくらせていただいております。先ほど申しあげましたとおり、被害を最大限抑えるための減災対策についても盛り込むことにしておりますので、そういったことを随時盛り込んで、住民の方が安心していただけるようなものをつくっていきたいと考えております。

○**菅野ひろのり委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤参事兼人事課総括課長 議案第5号の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の27ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第5号条例案の概要により、説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととする等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず、県職員の退職手当と雇用保険法失業給付との関連性について御説明申し上げます。資料の中ほど、最初の点線囲みに記載しておりますが、公務員は地方公務員法等により身分が保障されているため、一般の労働者のような失業が想定されにくいことから、雇用保険法の適用対象から除外されているところであります。

しかしながら、公務員であっても退職後に失業している場合には、社会保障の観点から雇用保険法の失業給付手当は最低限保障すべき必要があることから、国の例に準じて退職手当条例の第10条において失業者の退職手当制度を設けているところであります。

具体的には、県職員が退職した場合、在職期間が短いことなどの理由により退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職から一定の期間失業しているときに、その差額分を退職手当として支給するものであります。

次に、具体的な条例案の内容について御説明申し上げます。2の(1)については、資料の中ほどの二つ目の点線囲みに記載しております。今般の雇用保険法の一部改正で、雇用保険に一定期間加入した後に離職し、その後に事業を開始する者が開業した場合に基本手当を受給しやすくする仕組みとして、事業の実施期間を基本手当の受給期間に算入しないこととする特例が設けられたことから、県の職員についても雇用保険の規定に準じて失業者

の退職手当の支給期間に算入しないこととする特例を設けようとするものであります。

次に、(2)について、点線囲みに記載しておりますが、雇用機会が不足していると認められる地域に居住し、かつ公共職業安定所長が認めた者の基本手当の給付日数を延長する地域延長給付制度について、今般の雇用保険法の一部改正により期限が3年間延長され、令和7年3月31日以前に離職した者が対象とされたことに伴い、失業者の退職手当についても同様に延長しようとするものであります。

次に、(3)及び(4)については、所要の整備として引用条文の整理等をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。 (1)のとおり、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。ただし、2(3)は法の施行に合わせ、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。また、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この条例に該当する職員の方は、どれぐらいいらっしゃるのか。過去3年分くらいでお知らせください。

○加藤参事兼人事課総括課長 失業者の退職手当の実績があるかという御質問でしたが、過去3年分の資料は今手元にありませんが、令和4年4月1日時点では失業者の退職手当の支給対象者は28名おります。

参考までに昨年度でございますが、支給実績で知事部局、教育委員会、警察本部合わせまして57名の方に退職手当等が支払われております。

○城内よしひこ委員 57人が途中で辞めているというわけですね。多いですね。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第7号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説

明申し上げます。

議案（その2）の34ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、地方税法の一部改正に伴い、不動産を取得し、登記の申請をした者に対し申告書の提出を求めることができることとし、及び不動産取得税の徴収猶予に係る申告書等の提出方法を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

2の条例案の内容ですが、地方税法の一部改正により、不動産を取得し、登記の申請をした場合は、不動産取得の申告をする義務が解除されることとなりますが、賦課徴収について必要があるときは申告書の提出を求めることができることとするものです。

また、不動産取得の申告とあわせて提出することとしていた徴収猶予に係る申告書等の提出方法を改めるほか、所要の整理をしようとするものです。

3の施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行しますが、2(1)、(2)及び(3)の一部は令和5年4月1日から施行するほか、所要の経過措置を講ずるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第8号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の38ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案の概要により、御説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設または増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限及び当該

特別償却設備の新、増設の期限を延長するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

2の条例案の内容ですが、地方交付税による減収補填制度について定める総務省令の一部改正に伴い、県税の課税免除等の適用対象となる整備計画の認定の期限を現行の令和4年3月31日から令和6年3月31日まで延長し、特別償却設備の新、増設の期限を現行の2年から3年に延長しようとするものです。

また、租税特別措置法及び法人税法の一部改正に伴い、所要の整備をするものです。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、整備計画の認定期限延長に関しては令和4年4月1日から適用するものです。また、所要の経過措置を講ずるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 特別償却施設というのは具体的にどういうものですか。

○今野税務課総括課長 償却設備ですけれども、建物や機械装置などが該当します。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第9号過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の41ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第 14 号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その 2）の 49 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。この財産を取得する目的につきましては、県警察における無線通信の用に供するためであり、3 の取得する財産に記載のとおり、種別は備品でございます。備品の名称及び数量は、警察無線機一式であります。内訳につきましては移動用無線機 119 台で、取得予定価格は 9,088 万 3,870 円となっております。

4 の契約方法等についてであります。契約方法は一般競争入札であり、契約の相手方は三菱電機株式会社です。

5 の取得の方法は買い入れであります。

6 の取得する理由であります。現在使用している警察無線機の老朽化に加え、警察庁において次期警察無線機の全国的な整備を進めておりますことから、警察活動の継続的な運用を確保するため、同機器の買い入れをしようとするものであります。

最後に、参考資料として、入札結果説明書及び入札調書の資料を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○名須川晋委員 入札参加申請者数が 1 者ということでございましたが、これまで三菱電

機株式会社製のものを使っていたということなのか。無線機の仕様が専用で、入札参加申請者数が1者になったのか、その辺の経緯についてお知らせ願います。

○長谷川警務部長 仕様についての御質問でございましたけれども、今回警察庁が定めました全国统一仕様に基きまして入札手続を行ったものでありまして、本県が独自に定めた仕様ではございません。この手続にのっとりまして、今回の落札者、三菱電機株式会社が入札に参加し、落札しているという経緯でございます。

○名須川晋委員 そうしますと、全国的に三菱電機株式会社が契約しているということでしょうか、この1者のみということでしょうか。

○長谷川警務部長 御指摘のとおりでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかによろしいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○和田管財課総括課長 議案第15号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の50ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元にお配りしております資料により御説明させていただきます。

1の提案の趣旨でございますけれども、令和3年8月27日に県が北日本地産株式会社に売却した旧高松合同公舎の敷地内において、同社が当該公舎の解体工事を行った際、コンクリート片等の埋設物が発掘されたことにより、同社に当該埋設物の撤去及び処分に係る経費の負担を生じさせたことから、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

2の損害賠償の額は埋設物の撤去及び処分に係る経費38万4,098円とし、3の和解の内容は当事者ともに将来いかなる事由が発生しても一切異議を申し立てないとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 そもそもなぜこういうものが出てきたのですか。お伺いします。

○和田管財課総括課長 旧高松合同公舎以前に建築されていた旧県立和光学園に起因する浄化槽と思われるコンクリート片等の埋設物が旧高松合同公舎の解体工事を行った際に発掘されました。県は、入札時に地下埋設物の存在について明示しておらず、埋設物が存在しない前提で引き渡しをしたということでございます。岩手県が引き渡した目的物が契約の内容に適合しないと認められるため、民法の規定に基づき、撤去、処分費用の損害賠償を行うというものでございます。

○城内よしひこ委員 そこまで準備しているのだったら、説明してもらったほうがいいと思います。終わります。

○飯澤匡委員 撤去費用の明細、撤去した残物は大体何立方メートルで、それからどういう作業によって撤去されたのか、それぐらいは載せてもいいのではないですか。

○和田管財課総括課長 撤去の量ですけれども、コンクリート片が約8平米、それからFRP分が1平米が出てまいりました。

撤去については、北日本地産株式会社が解体工事とあわせて撤去したということでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第17号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の52ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてであります。令和4年1月12日、警察本部の駐車場内におきまして、警察本部の庁舎管理員が株式会社進藤電機所有の車両を移動させた後、降車のた

め運転席ドアを開けた際、同ドアを強風にあおられ、無人で駐車中の東京海上日動火災保険株式会社所有の車両に衝突させて、双方の車両を破損させたため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてであります。双方の相手方が自動車の破損修理に要した費用の合計15万4,979円とするものであります。

3の和解の内容についてであります。当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の53ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてであります。令和4年1月20日、八幡平市大更地内の県道におきまして、路外逸脱した山下晴己さんの所有する車両に臨場した警察官がけん引ロープのフックをかけ、パトカーでけん引したものであります。その際、相手方車両のけん引フックをかける場所を誤ったことによりバンパー等を破損させたため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてであります。修理費用が車両時価額を上回る経済的全損の状態になったため、経済的全損時の損害として、相手方車両の時価相当額及び買い換え諸費用等29万1,110円とするものであります。

3の和解の内容についてであります。当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

○飯澤匡委員 ただいまのフックをかける場所を間違えたということですが、なぜ間違えたのですか。理解できかねますけれども、どういう状況だったのか説明してください。

○長谷川警務部長 けん引する際は、相手方の車両破損防止に十分注意、留意して、けん引ロープのフックをかける場所を慎重に確認して行うべきであったところ、よく確認しないままに、けん引には不適な車底部のラジエーター左方部分にけん引用のロープのフックをかけてしまったことにより車両を破損させたということで、適切なけん引の方法がなされていなかったということでございます。

○飯澤匡委員 手順を間違えるということが事故につながるということは明らかで、これは初歩的な初動が間違ったということですから、この点についてどのように庁内で喚起されて、再発防止策を行ったのか、行わなかったのか、その点について報告等がなかったのか伺います。

○長谷川警務部長 飯澤匡委員の御指摘のとおりでありまして、本件事案の発生を受けまして、同種事案の発生防止のために警察本部、交通部の交通指導課において再発防止資料を作成の上、警察署や本部執行隊に発出し、今後同じようなことが起きないように再発防止対策を図っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤参事兼人事課総括課長 議案第20号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第20号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、法改正に伴い、2回を超えて育児休業をすることができる特別な事情を定める等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。①及び②は非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に関するものであります。①は、主に男性の非常勤職員が配偶者の産休中に育児休業を取りやすくするため、取得対象となる職員の任期満了の期限を1年6カ月から8週間と六月、約8カ月に短縮することで新たに育児休業を取得できることとするものであり、また②は子が1歳になった後の夫婦交代での育児休業取得を可能とするものであります。

ページをおめくりいただきまして、③及び④につきましては法改正に伴い、2回を超えて育児休業の取得が可能となったことに関するものであります。③は、これまで2回目の育児休業の取得に必要な育児休業等計画書による申し出を不要とし、また任期を定めて採用された職員について、任期の更新後に引き続き育児休業を取得する場合は、それまでの取得回数にかかわらず取得可能とするものであります。

④は、育児休業の取得回数のカウントにおいて、原則2回の育児休業から除かれる期間について、母親の産休期間と合わせ、子の出生の日から57日間、約8週間とするものであり、この期間にさらに2回の育児休業が取得可能となります。そのほか所要の整備をするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第70号防衛費を対GDP比2%以上に大幅

増額することに反対する請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明はありませんので、意見交換に移ります。

本請願に対して意見はありませんか。

○高橋穂至委員 この請願に対しては反対です。今こういう世界情勢の中で、自国の防衛は自国でということ、防衛はしっかりとしなければならない状況の中、先に金額ありきという内容になっておりますので、防衛をしっかりとするために幾ら必要なのかという、そういった議論を待って考えるべきであって、先に2%という話があるから、まずキャップをかけるような請願であるという部分において反対いたします。

○飯澤匡委員 討論させていただきますが、意思表示としては私も反対です。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんね。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

〔「採択、不採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択、不採択の意見があります。

本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

〔「討論させてください」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 少々お待ちください。討論はないので意見表明ですね。

○飯澤匡委員 本請願は、内容を見ますと、防衛費の増額について反対するという論調です。NATO諸国の国防予算のGDP比に倣って、2%比以上に増額する可能性もあるということについて、政府自由民主党の中でそういう話も出たということは承知しておりますが、まだ閣議決定されておられません。

私は、現下の厳しい安全保障環境の中では、積み上げ方式で必要なものはしっかり装備することは必要だと思っています。あわせて、今の中華人民共和国の覇権主義の実行については、世界全体が懸念を示している。先般イギリスや、それからフランスの空母までが東シナ海に到達して警備をしたということがそのあらわれだとも思っております。やはりそういう厳しい状況の中で、的確な日本の安全保障を守っていくことは、こういう国際情勢に合わせて必要なことだと思っております。

今のロシアのウクライナ侵攻においては、明らかに国連の条約に違反し、なおかつ世界を震撼させたのは、安全保障理事国のロシアがこうした蛮行をしているということ。そしてそれが現実的に他の国でも起こるのではないかという思いが今日本国民の中にもあると思います。

現にことしの5月8日の朝日新聞、朝日新聞がですよ、ほかの新聞ではないですよ、朝日新聞と東京大学の谷口研究室が実施した調査によると、防衛力の強化は国民の賛成が6割超だったと。これは2003年の調査以来初めてだということで、日本国民の防衛力の強化という意識が非常に高まっているということだと思えます。

あわせて、今自衛隊は環太平洋のオーストラリアとの連携を図っているし、それから日米同盟の強化については、これは一層その強化を進めなければならないと私は思っています。ついては、東シナ海を中心とした中国の脅威に関しては、やはり必要な防衛力の強化をしていかなければならない、これは自明の理だと思います。

今中国が行っている香港の非民主化的な状況については、皆さん御承知のとおりだと思いますし、あのような状況に遭ってはならない。私は、決してそのような状況にはなりたくない。したがって、これは力対力の戦争という形ではなくて、戦争を起ささないための措置をしっかりと安全保障の中で我が国もやるべきだという論に立っています。

したがって、積み上げ方式で2%になるかどうか。この2%枠という、この数字を挙げた時点で、私からすれば、NATOがそういうことを言っているのですから、それは防衛力をこれ以上増強しないことだと、そういう意味だと思うのですが、今まで5兆円程度で収まっていた防衛費が、30年間ずっと横ばいだったのです。中国は、もう6倍にも達している、30兆円にも達している、こういう現実を見れば、やはり今の状況に対応した形の日本の安全保障は絶対必要だと思います。

したがって、積み上げ方式で、そしてまたなおかつ、日本の自衛隊の装備についても、今まで5兆円台で行ってきたということは、日本の防衛産業も陳腐化されて見直さない部分も確かにあると思うし、課題は多いと思うのですけれども、新しい装備を、例えば今のステルス関係だとか、情報戦についても新しい需要はどんどん、どんどん出てきているわけですから、今の防衛費のまま維持していくと、どこかにしわ寄せが出てくる。これは間違いのないことですから、そういう対策はしっかりと講じるべきだということで、私は今回の請願については、もうこれ以上ふやすなというような論調ですので、反対したいと思います。以上です。

○名須川晋委員 賛成という立場から討論させていただきますと、自由民主党は今回の参議院選挙の公約で、GDP 2%を念頭にという文言を使っておきまして、これは将来的というか、5年後をめどに2%まで持っていくということのあらわれだと思います。私どもとしては2%というわけではなくて、しっかりと見直した形で、ふえていくのは認めようということで、最初に数字ありきではない。積み上げた形でふえていく、必要な装備あるいは人件費等々、必要な部分があれば、それは積み上げた形で認めようということで、最初に数字ありきではないという考え方でございます。

中国やアメリカ等々、EUもでしょうが、GDPがそれぞれ経済成長して上がっているということをごさしまして、日本は5兆4,000億円程度だと思いますが、ずっとほぼほぼ横ばいというのは経済的に成長していないということをごさします。そうした中で、防衛費も横ばいということをごさしますから、中国等々が上がっていくというのは、これはいたし方ないと思っております。

そういう形で、財源の議論もないということで、恐らくは社会保障費を削るか、あるいは借金をこさえて賄うのかということしかございませんので、到底その2%を目標とした、

それ以上ということは受け入れられないと思っておりますので、大幅増額することに反対ということで、2%以上に大幅増額することに反対ということから、本請願については採択でお願いをいたします。

○飯澤匡委員 防衛費がGDP比という話が出たのは、三木内閣のときに1%という話が出て、これは東西冷戦のときに、増大する防衛費に対して一定の枠を決めようという話から決まったのです。しかし、日米同盟の観点から、枠については状況を見きわめて日本は判断してほしいと、アメリカからこのような強い要請がたびたびあったわけです。過去に椎名素夫氏が日米間の橋渡しとなって、1%枠については中曽根内閣のときに事実上の予算ベースではトップを走っている。これは、必要な額については、日米同盟の中でしっかり応えて、応えてというよりも、それに合わせて自由主義国の安全保障をしっかりやっていると、こういうあらわれで、先人の努力もあったということです。

この2%、一気にNATOの諸国が出たわけですがけれども、いずれ、何回も繰り返になりますけれども、そういう歴史的経過も踏まえて、必要なものはしっかり備えていく。結果として2%以上になるかもしれない。これは、日本人の、我が国の安全と、それから皆さんの、国民の生活を、暮らしを守るためです。では、仮にその枠で抑えて、それで中国が今の覇権主義を実行に移した場合に、結果として我が国が非常事態に陥った場合に、では誰が責任を取るのだということなのです。そうならないための予防措置として、我々は非常に厳しい安全保障関係の中でしっかり対応するということが求められているし、アンケートによれば、国民も6割超の人がそれを望んでいます。2%かどうかはまた別な案として、防衛力の強化は望んでいるということですから、やっぱり我々もそれに対応する必要があるのではないかと思います。1%の話もあわせてお話をさせていただきました。

○菅野ひろのり委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 先ほど採択と不採択の意見がありましたので、採決をしたいと思います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

それでは、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から県職員の定年引き上げについてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤参事兼人事課総括課長 この際、県職員の定年引き上げについて、お配りしている資料により御説明申し上げます。

1、背景・趣旨であります。国家公務員法及び地方公務員法の改正により、国家公務員においてその定年を65歳まで段階的に引き上げること、また地方公務員においても国家公務員に準じた措置を実施することとなったものであります。

これら改正法の令和5年4月1日の施行に合わせ、本県においても必要な措置を講ずることができるよう、令和4年9月定例会において関係条例の改正議案の提出を予定しております。

それでは、2、改正の主な内容について御説明申し上げます。まず、(1)、定年年齢についてでございますが、国家公務員と同様に65歳とし、令和5年から2年に1歳ずつ段階的に引き上げる予定でございます。なお、医師、歯科医師の定年年齢については現在検討中であります。

次に、(2)、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制についてでございます。60歳に達した管理監督職の職員を管理監督職以外の職に降任または転任する制度であります。条例では、特別調整額が支給される職及びこれに準じる職に適用すること等について定めることとしております。なお、現在の勤務延長と同じく、一定の要件の下、例外的に管理監督職に留任することを可能としております。

次に、(3)、定年前再任用短時間勤務制であります。60歳以後に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができるものであり、条例では現在の再任用短時間勤務職員と同じ勤務条件で再任用することができるよう定める予定であります。なお、現在の再任用制度は廃止となりますが、定年年齢の段階的引き上げ期間中においては、暫定再任用職員として、現在の再任用職員と同じ勤務条件で65歳まで任用することができる経過措置を設ける予定であります。

資料の2ページは、生年月日別の定年引き上げイメージ図を掲載しております。最初に、定年年齢が引き上げられる対象者については、本年度59歳に達する職員、昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの職員でございますが、以降は2年に1歳ずつ定年年齢が引き上げられ、令和13年度に定年が65歳まで引き上げられます。

次に、(4)、60歳に達した職員の給与についてであります。給与に関する事項は基本的には国家公務員の取り扱いに準じて給料月額7割措置のほか、退職手当について60歳以後の退職の場合、定年退職の支給率を適用することなどを考えております。

最後に、(5)、職員への情報提供・意思確認についてであります。60歳以降の勤務条件に関する情報提供と勤務意思の確認をするものであり、職員が59歳に達する年度に実施いたします。なお、本年度は令和4年4月1日時点で58歳の職員に対して実施することとしております。

資料の3ページでございます。定年引き上げに伴う主な課題を2点挙げております。まず、(1)、定年引き上げ期間中における新採用職員の採用数についてでございますが、先ほ

ど申しましたように2年に1度、定年退職者がいないことを踏まえた職員採用数の検討が必要となるものでございます。県といたしましては、必要な職員体制を確保しつつ、年度によって新採用職員数の大幅な増減が生じないように、新採用職員数を決定していきたいと考えております。

次に、(2)、60歳以上の職員の職及び職務についてでございます。高齢期職員が就く職務内容や役割を示しながら、県といたしましては役職定年制による降任後は非管理職の一担当として業務を行うとともに、管理職のフォローや若手職員への助言などの役割を担うよう、配置を検討していきたいと考えております。

条例等の改正とあわせまして、こうした諸課題等の検討を進め、定年引き上げの円滑な実施に向け取り組んでまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

○和田管財課総括課長 岩手県公共施設等総合管理計画の改訂（最終案）について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

岩手県公共施設等総合管理計画について、国の骨太方針、総務省通知、令和2年度までに策定した各県有施設の個別施設計画を踏まえ、長期的な視点で公共施設のマネジメントを推進する観点から改訂するものでございます。

この計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画に当たるものでして、本県の公共施設等の管理に関する基本計画となるものでございます。計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間となっております。本年3月の県議会総務委員会で素案を報告し、その後パブリックコメントを実施、さらに4月に国から指針体制の通知があったことから、それらを踏まえた見直しを行い、今回最終案としてまとめたものでございます。

3のパブリックコメントで寄せられた御意見ですが、耐震対策とコスト縮減は両立しないので、耐震対策を優先すべきとの御意見をいただいております、参考意見とさせていただきます。

4の最終的な改訂項目ですが、(1)の公共施設の施設規模・総量の適正化を図ることは、今回の計画改訂の主要ポイントとなりますが、こちらは前回の素案から変更はございません。改めて内容を御説明申し上げますと、箱書きのところの丸のところでございます。2040年、令和22年までに学校施設を除く庁舎や県民利用施設等の公共施設の延べ床面積を人口ビジョンの人口減少に合わせ、令和2年度比で85%となるよう見直しを進めること。

次の丸です。本計画の期間である令和6年度までの公共施設に係る県民1人当たりの負担額を過去5年間の実績を踏まえ1万2,000円以下となるよう、コスト縮減・財政負担の平準化を図ること。

三つ目の丸でございます。取り組みに当たっては、地域特性や地域活性化へ配意の上、維持管理及び利活用に係るさまざまな創意工夫を図ることとしたものでございます。

(2)のその他でございますが、本年4月の国の指針改訂通知を踏まえ、本県の地球温暖化実行計画を踏まえた推進方針を新たに追加したところでございます。

5の計画改訂（最終案）でございますが、恐れ入ります、1枚目の概要をごらんいただきたいと思っております。資料1の概要でございます。計画は全部で4章立てとなっております、赤字が今回改訂した追加や時点修正した箇所となります。向かって上段、1章、そして下の段、2章では、見直しの趣旨や公共施設等の現況や将来見通しをまとめております。

裏面をごらん願います。3章、4章では、全般的な管理の基本方針と施設類型ごとの管理の基本方針をまとめたものでございます。向かって右側、3.2に取組7として、脱炭素化の推進方針を新たに追加しているところでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、6の今後のスケジュールでございますが、本日の当委員会に御報告の上、7月中に計画改訂し、公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。委員各位におかれましては、本計画の改訂につきまして御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○関根敏伸委員 御説明いただきました公共施設等の管理計画、最終案について関連して若干質問させていただきます。

まず、新規追加の部分ですけれども、総量というのですか、面積、延べ床面積、これは単純に県の人口見通しを踏まえて85%、機械的に算定したものと捉えていいのか、それ以外の観点が含まれているのかどうか。

それから、財政負担の平準化ということで、県民1人当たり1万2,000円という額が今回具体的に出てきましたが、これはどういった根拠から出てきたものなのか。

それから、県有施設の85%については、学校施設は除かれているということですが、学校施設に関しての考え方はどのように示されるのか、教えていただきたいと思っております。

○和田管財課総括課長 まず、1点目の延べ床面積の算出根拠に関して、機械的に算出されたのかということでございますけれども、これにつきましては、まず人口ビジョンが2040年度までに85%になる、そういうことを踏まえて、まず人口に合わせた施設面積となるよう目標値を設定したものでございます。それに当たりましては、現在の個別施設計画、そういったものを見て、単純に同規模で更新するだけではなくて、いろいろ施設ごとに老朽化の具合や利用状況、必要性を勘案しながら取り組みを進めれば15%削減、こういったものはある程度努力目標として達成できるだろうという見込みで15%削減という目標を立てたところでございます。

それから、財政負担の平準化につきましては、過去5年間の公共施設等に係る、一般的には維持修繕を含む部分の投資コスト、それを県民の人口で割り返したもので、大体年間1万2,000円というコストが出ておりましたことから、令和6年度までの間に1万2,000円という目標を意識して取り組んでいくとしたものでございます。

あと、三つ目の学校施設でございますけれども、学校施設については教育の質の向上と教育の機会の保障の観点から、施設規模の見直し対象とはしておりませんが、教育

委員会において地域の実情等を十分に考慮し、高校再編後期計画等を進めているものから、そういったものを勘案して、今回学校施設は除外しているところでございます。

○**関根敏伸委員** その上で、財源確保ということが出てくると思います。先般の一般質問の中で、公共施設の財源確保に向けた基金ということを行っているのですが、さまざまなものを9月定例会に提案していきたいという御答弁もいただいているのですが、財源確保というのは、ここに示している公共施設の6,050億円、インフラの8,646億円、これらを計画的に確保していくという観点で示されるものになるのか、イメージが湧かないのですけれども、それをお示しいただけますか。

○**山田財政課総括課長** 公共施設等の適正管理に係る新しい基金、特定目的基金の創設等についてでございますけれども、ただいま準備しております、どのような金額を積むべきか、どのように考えていくかはまさに今整理をしているところでございます。今回新しい計画改訂に当たりまして、公共施設等であれば年間50億円で、30年間で1,500億円の支出の純増が見込まれるところでございますので、こういった財政需要に関して、しっかりと安定的な財源を確保していく必要があるだろうと、その財源として基金を創設しようと準備に着手しております。具体的な金額や規模感といったところはまだ準備中でございます。

○**関根敏伸委員** 新しい着眼点で脱炭素も出されていますが、非常に大切な視点だと思います。そんな中で、さまざまな県有施設をお持ちだと思いますが、県有施設から発せられるCO₂の排出量がある程度把握していらっしゃるのかどうか、その上で脱炭素という観点で維持修繕あるいは新築、いろいろなものをどう図ろうとしているのか、ある程度数値的なものをお持ちなのか、聞かせていただけますか。

○**和田管財課総括課長** 県公共施設全体の脱炭素、CO₂の排出量に関しては、申し訳ございません、今手持ちの資料がないのですが、特に全体としてどのくらい排出しているかは、掌握しておりません。

○**関根敏伸委員** その上で、県庁舎建てかえの部分に若干入るのですけれども、平成9年に耐震診断された、平成27年に劣化診断をされた、その上で平成9年には6強までは耐え得るけれども、防災拠点としての機能は満たされていないということが示されていると、やはりそういったことがあるようです。その辺の詳しい資料というのは、総務委員会などに提出していただくことはできるか伺います。

○**和田管財課総括課長** 耐震診断の詳細な資料に関しましては、報告書、結構分厚いものでございます。耐震診断の結果については、平成9年時点でいろいろ詳細について報告事項があるのでございますけれども、一つは先ほど申し上げましたように震度6弱、6強程度の震度で崩壊する危険度は低いということです。それから耐震性能値なのですが、いずれ防災拠点、県庁舎の場合、大規模災害時にやはり防災対応する、最前線となる重要な拠点でございますから、一般的な耐震性能より少し高い性能値を求められておりまして、それについても不足しているという結果が出ております。

○**関根敏伸委員** 分厚い資料のようではすけれども、今後県庁舎の建てかえについては、県議会のみならず県民の大きな関心事になろうかと思っておりますので、ぜひ資料提供いただける範囲でいただければと要望させていただきます。

その上で、まさに県庁舎は防災拠点になるということで、大規模地震がいろいろ想定される中で、いろいろなことを想定しなければならないと思うのですけれども、仮に県庁舎が地震等々である程度機能が損なわれた場合、代替の機能というのは当然DCPで定められていると思うのです。第2、第3くらいまで恐らく想定されているのではないかと思うのですけれども、防災拠点をどこかに移さなければならないということを想定したときに、県の防災機能はどの程度維持できるのか、そういったところまで想定されておられますか。

○**和田管財課総括課長** 県庁舎の大規模災害によって、現在の県庁舎が使えなくなったときの代替の庁舎のことではすけれども、エスポワールいわてですとか、いわて県民情報交流センターアイーナですとか、そういったところに代替の拠点を設けて災害対応をしていくこととなります。エスポワールいわてやいわて県民情報交流センターアイーナは、県庁舎より大分新しい建物でございますので、機能的、耐震的に十分ではないかと思っておりますので、そこで災害対応をしていくという形になっております。

○**関根敏伸委員** 非常に大きな関心事でもあると思っておりますし、いろいろなものに絡んでくる問題だと思っておりますので、万が一、県の拠点としての機能がエスポワールいわてなりいわて県民情報交流センターアイーナで維持できるのかどうか、専門的なことはわかりませんが、地震には備えられるのかもしれませんが、本庁が本来持っている機能をそのまま補完できるぐらいの機能が果たしていわて県民情報交流センターアイーナやエスポワールいわてにあるのか、その辺も非常に危惧するところでもありますので、できるだけそういった資料もいただきながら、9月定例会等々に向けたいろいろな議論の準備をしていきたいと思っておりますので、ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 3点あるのですが、3点目は時間が迫ったら割愛します。IGRいわて銀河鉄道の経営ですが、私は前社長のときに、かなりの乱脈経営で、後に禍根を残すだろうということを予言させていただきました。このコロナ禍にあつて、これも相まって、非常に赤字幅も拡大して、経営は非常に困難な状況になっています。この間の、県の対応について伺います。これからどうしていくのか。

○**山田地域交通課長** IGRいわて銀河鉄道につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、行動の自粛等の影響により、旅客運輸収入が感染拡大前の平成30年の約12.5億円から令和2年度におきまして約8.8億円と大幅な減収となったことが大きな要因となりまして、令和2年度が2億7,465万6,000円、令和3年度は2億8,358万6,000円の2期連続で過去最大となる当期損失を計上したところでございます。

県では、こうした厳しい経営状況により、IGRいわて銀河鉄道の安全で安定した運行確保をするために、沿線市町と連携し、令和2年度及び令和3年度には運行支援交付金の交付によりまして、安全で安定した運行の確保に取り組んだところでございます。

また、沿線住民等の地元利用を喚起し、沿線地域への誘客拡大を図るため、I G Rいわて銀河鉄道利用促進協議会による企画乗車券への造成支援や魅力を発信するウェブサイトの制作等に取り組みまして、I G Rいわて銀河鉄道への支援をしてきたところでございます。

I G Rいわて銀河鉄道は、新型コロナウイルス感染症に加え、今原油価格高騰に伴う電力費高騰の影響もあり、引き続き大変厳しい経営状況が続くと予想されておりました。適時適切な支援について検討していきたいと思っております。また、今後も持続可能な経営ができるよう、I G Rいわて銀河鉄道がこの後予定している次期中期経営計画の策定に向けまして、沿線市町と連携しながら支援していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 菊池前社長のときにかなり乱脈的な経営をして、事業外の営業活動を随分盛んにやりましたが、現況は当時と比べてどのような状況になったのかお聞かせください。

○山田地域交通課長 I G Rいわて銀河鉄道では、関連事業につきまして、平成 25 年度に策定した経営ビジョンにおける経営戦略に基づき、沿線人口の減少や鉄道施設の老朽化への対応など、厳しさを増す経営環境におきまして鉄道事業を補完する事業を育てようということで取り組んできたものと認識しております。

I G Rいわて銀河鉄道によれば、関連事業は鉄道事業を補完する目的で行っているということで、収支均衡以上を目標として取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前には飲食店を閉店するなどの収支改善に取り組み赤字幅が縮小傾向にありましたが、関連事業全体で収支均衡するに至る前に、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大により再び収支が悪化してしまった状況でございます。

I G Rいわて銀河鉄道では、これまで株式会社といたしまして中期経営計画に基づき必要な見直しを行ってきたところであり、I G Rいわて銀河鉄道が持続可能な経営ができるよう関連事業の見直しにつきましても、今年度予定しております次期中期経営計画の策定の中でしっかりと履行されるように、沿線市町とも連携しながら支援していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 結局見直しを迫られたのですよね。当時の菊池社長が言っていたのは、ここにいる方がどの程度聞いていたかはわかりませんが、とにかく今のうちは採算関係なくやれと言ったのです。私は、その内容について質問したけれども、一切県側は答えなかったのです。結局放置してきたのです。放置した結果、そういう関連事業については見直しを迫られたと。私の言ったとおりになったわけです。これは、県にかかわる大きな事業として県の責任も、当時は所管がふるさと振興部ではなかったけれども、当該部長にも厳しく言いましたけれども、結局手をつけられなかった。これは、何らかの力が及んで経営者を更迭できなかったと。県の責任というのは非常に大きいと私は思っているのですが、その点についてはいかなる感想ですか。

○熊谷ふるさと振興部長 先ほど山田地域交通課長が答弁いたしましたとおり、関連事業等についても少しずつ改善をしつつも、新型コロナウイルス感染症の関係でやはり収支が

よろしくないという状態になってきております。

私どもとしては、I G Rいわて銀河鉄道が500万人を運行する大事な公共交通機関であるという認識を持っております。沿線市町村とともにI G Rいわて銀河鉄道の経営状況、安定した運行が行われるように、中期経営計画の中でしっかりと改善がなされるように、今後とも沿線市町村とともにI G Rいわて銀河鉄道を支援してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 もう終わったことなので、これ以上追及してもしょうがないですが、あのとき、第三者的にも社内的にも、あまりの乱脈ぶりにもう口があんぐりだったのです。そこで県がしっかりとした対応をしなかったから、こういう病巣を残してしまった。あのときは何でもいからばんやれというような、本当に採算度外視なことをやっていたわけですから、次の中期計画にはきちんと是正してください。今の社長が本当にかわいそうです。そういう負の遺産を背負って、その上に新型コロナウイルス感染症ですから。経営の立て直しを機敏にできないところが第三セクターの一番弱いところだと思うのです。そこは経営ですから、当該担当部にしっかりお願いしたいと思います。きょうはこの辺にとどめます。

2点目は、県幹部職員の人事のあり方についてお伺いします。岩手県立大学の千葉理事長が、民間会社の4月1日付の人事の発表によって、非常勤の顧問になったことが新聞で発表されていましたが、それで間違いはないか、まずそれを確認します。

○米内学事振興課総括課長 岩手日報等の報道機関に発表されておりますとおり、間違いはないと承知しております。

○飯澤匡委員 今民間企業でも兼職も進めていて、そういう動きはありますが、殊に岩手県立大学の理事長が一民間企業の役員になるということに関して、県としてはどういう評価、またどういう監督されているのか、この点についてお尋ねします。

○米内学事振興課総括課長 岩手県立大学の千葉理事長が民間企業の顧問に就任したということですが、我々といたしましては、まず地方独立行政法人法の第55条に役員兼業の禁止という条項がございます。まず、そこに当たっております、法律上、一般地方独立行政法人の役員は、在任中、任命権者の承認がある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならないという条項がございます。これに基づきましてどうかということで、検討、判断をしておりますが、今般のみちのくココ・コーラボトリング株式会社の非常勤顧問への就任につきましては、会社法上の役員、いわゆる取締役、会計、参与、監査役等が会社法人の役員でございますが、それらには当たらないということ、また取締役会への出席もなく、経営に参画するものではないということから、任命権者である知事の承認が必要ないものでございます。岩手県立大学の千葉理事長みずからが大学の業務に支障のない範囲で引き受けたものと理解をしております。

○飯澤匡委員 大体そういう答弁は予想していました。ただ、これは道義的な問題が付き

まってくるわけですから、副知事を務められた方だから、それだけのネームバリューがあります。そもそも岩手県立大学の理事長は、そんなに暇なのですか。学校を統括する最高の地位にある方ではないですか。支障のない範囲というのは、どういうことなのですか。支障があるとかないとかということではないでしょう。岩手県立大学の経営を預かる責任者です。そんな暇があるのですか、お答え願います。

○米内学事振興課総括課長 まず、岩手県立大学理事長につきましては、設立団体であります県が任命したというのですが、勤務条件等につきましては特に定めておりません。なお、岩手県立大学事務局からは、基本的な勤務実態ですが、週5日の勤務と聞いております。

なお、今般の民間企業への非常勤顧問への就任というところで、現在の業務に支障が生じないかどうかという実情を確認しておりますが、岩手県立大学事務局からは大学の業務に支障は生じていないと聞いております。

○飯澤匡委員 それでは、質問を変えます。社会的な影響について、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社という会社は立派な会社です。しかし、岩手県内には小岩井農牧株式会社関係の飲料メーカーもある、ほかのメーカーもある。県の重要な職にあった方が一部の民間会社に、内部的に採用されたということについては、ある意味、この会社の中心に、その営業活動に加担していると、こういうことになるわけです。県全体の産業部門に対する波及、負の効果というのは、私は避けられないと思います。その点について県はどのように考察していますか。ただ単に勤務実態から、それでよしとするのか。私は、そういうわけにはいかないと思うのですが、いかがですか。

○米内学事振興課総括課長 まず、当該企業から岩手県立大学の千葉理事長に非常勤顧問の打診があり、お引き受けされたということでございますが、どういう経緯、どういう中身か御本人に確認しているところだと、SDGsですとかESG、いわゆる環境、社会、ガバナンス等に関する意見交換、アドバイス等を受ける形で当該企業から本人に対しまして打診があったということで、法律上の定めには抵触していないということもあり、顧問として就任要請を受けたと聞いております。当該企業から打診があったということでございます。

○飯澤匡委員 そういう経緯でなくて、社会に対する波及効果について聞いているのです。なぜ一部企業だけそういう形になるのだと、これはちょっとおかしいと思う人はいると思います。県全体を俯瞰してやってきた経験者でしょう、そういう枢要な役職にいた方でしょう。今は岩手県立大学に身を寄せている。それは、誰だってわかっているのだから、岩手県立大学の理事長が兼職するというのは私はどうかと思いますけれども、民間企業というのは競争ですから、一企業の内部に入ってやるということは、これは岩手県の色がついた、岩手県立大学でも自動販売機が全部みちのくコカ・コーラボトリング株式会社になるという可能性だってあるではないですか。健全なる競争を阻害している、そう第三者に見られたら、県はどのように説明するのですか。これは、かなりのイメージダウンだと私は

思います。熊谷ふるさと振興部長、教えてください。

○熊谷ふるさと振興部長 要は就任要請の経緯は、先ほど米内学事振興課総括課長が申し上げたとおりでございます。アドバイスという形で受けるということで、顧問としてということでございまして、いわゆる会社営利活動に入っていくわけではない、意思決定に入っていくものではないと伺っております。

副知事を歴任された識見、そういったものを会社が評価し、そういった要請をなされたものだと思っております。それは、特定の会社だけに門戸を開くということではないものと私は理解しております。

○飯澤匡委員 答弁が全然なっていないです。皆さん、聞いていておかしいと思いませんか。小岩井農牧株式会社だって立派な飲料メーカーです。あなた方、SDGsとか、そんなの後づけの理由です。一部の会社に所属していることによる社会的波及、それに対する見識はどうか、全然答えていません。県の枢要なポジションにいた方が一企業に入っているということは、間違いなく影響が出るでしょう。非常勤であれ、常勤であれ。社内報に名前が出てしまった。この会社は岩手県が面倒を見るというような、そういう印象操作にならないですか。普通はなるでしょう。一般の人は、そうは見えていないです。そんな内部的な理由はあなた方の理由ですよ。これに対する見解をきちんと示してください。

○熊谷ふるさと振興部長 繰り返しになります。いずれそういった枢要なポジション、さまざまなことを経験された、そういった職歴等を勘案して、顧問とありますが、アドバイザーというような形の要請を受けたということでございます。それは、一企業に限らず門戸は広く開いているものと私は理解しております。

○飯澤匡委員 答弁不能ということがわかりました。このようなことを繰り返していると、岩手県の公共性や第三者的な評価は非常に落ちると思います。その点は強く指摘しておきます。

最後に、ILCについて1点だけ。今回やり取りがあって、非常に厳しい環境にあるのですけれども、今後この1年が勝負だとかなり言われているのですが、岩手県として戦略的に、ただ単に文部科学省だけではなくて、いろいろなルートで接触するようにこれまで何回も言っていましたが、この2年間はサボっていたわけだから、これを巻き返すのは大変です。それに対する覚悟やこれまでの方針、それをしっかり示してください。これで終わります。

○箱石ILC推進局長 ILCの今後の進め方についてでございますが、飯澤匡委員御指摘のとおり、文部科学省の有識者会議の取りまとめがございまして、その後4月に幾つかの声明があって、これまでの取り組みを継続していくと言っている一方で、今後1年間の推移を注意深く見守るといった声明が出されております。

県としては、これまで国に対しましてILCの多様な意義、効果というものを要望してきたところでございます。特に今年度につきましては、6月に知事が国へ要望に参りまし

て、学術的な部分プラスアルファの国際的な I L C の持つ価値ということについて、文部科学省だけではなくて内閣府、それから財務省、財務省は鈴木大臣に対応していただきましたし、また自由民主党本部にも回ってきております。

特に文部科学省の取りまとめでは、日本の立地を一旦切り離してというようなお話もありましたけれども、やはり I L C は日本あるいは東北に誘致してこそ、その大きな価値を、意義を発揮すると考えております。引き続きそうした多様な価値というものを広く P R しながら、また実現に向けて一生懸命頑張ってまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 さきほどの岩手県立大学の件でお伺いしたいのですけれども、県に対して、担当部局に対して、千葉理事長からこういうことを受けたいがという打診などはあったのですか。

○米内学事振興課総括課長 昨年度中に打診というか、こういうお話があるということで照会がございました。先ほど申し上げましたとおり、地方独立行政法人法上の兼職の禁止というあたりの条項に抵触するかどうかというところのお問い合わせはございました。それにつきまして内部で検討いたしまして、民間企業の会社法上の役員ではないということと、取締役会等の会議に出るわけでもない、直接経営に参画しないという、いわゆる任意の顧問ということでございましたので、そういう旨の回答を昨年度中に御本人に対しましてしております。

○城内よしひこ委員 その際に、法律上の建前ではなくて、やっぱりそれはまずいのではないですかという自浄能力というのは、皆さんからは提示はしなかったのですか。

○熊谷ふるさと振興部長 その際、お問い合わせありましたのは、地方独立行政法人法上の支障が法的にどうなのかというお問い合わせでありましたので、そこについて法的なことにつきまして御回答申し上げたということでございます。

○城内よしひこ委員 とすれば、県が管理をする大学に対して何もできないということですか。それはうまくないのではないですか、くらいは言っているいい案件ですよ。それなのに、それさえもしていないというのは、イニシアチブが千葉理事長にあるということですよ。県には全然ないではないですか。やりたい放題です。それは。おかしいと思いませんか。

○熊谷ふるさと振興部長 法律的な問題は先ほど御答弁申し上げたとおりでございますし、岩手県立大学の、いわゆる理事長として勤務に支障が生じるとすれば、それは私どもとして岩手県立大学の適切な運営という部分でお話し申し上げる部分もございしますが、そういった支障が生じるかというようなことを岩手県立大学にも先日確認し、そういった支障も出ていないということでございましたので、その部分については法律的看法を述べるとしたところでございます。

○城内よしひこ委員 では、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社から報酬をどれくらいもらっているかくらいは掌握しているのですか。

○米内学事振興課総括課長 顧問の勤務条件、報酬等についてでございますが、岩手県立

大学事務局を通じまして、非常勤顧問として勤務条件等が本人に提示されているということは承知しておりますが、その内容につきましては企業側の意向で公表しないように求められているということでございます。

○城内よしひこ委員 その辺からして苦しいではないですか。

一方では、岩手県立大学という枠組みの中で仕事をしているわけでしょう。応分の報酬は出ているわけです。兼業にどうのこうのという話になったときに、法律上の建前、問題ないと。相手は民間企業だから、幾らもらっているか話せないという話は筋が通らないです。いい案件とはとても言えないと思うのです。それを管理できないあなた方に大きな問題があると思います。しっかりと指導してください。本来は、岩手県を育てるための学生たちに一生懸命思いを傾注するべきです。

〔「そのとおりだよ。そのための理事長なんだよ。暇なんかないの。」

と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員 それを片手間でみちのくコカ・コーラボトリング株式会社に、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社が悪いとは言いません。立派な企業だと思います。ただ、それにしても、本来やるべき仕事、あるいはあの大学をつくったときの所期の目的を逸脱するような行為は学事振興課で、担当する部局でしっかりと指導するべきです。学生は岩手県の大事な人材です。子供がどんどん減っていく中で、優秀な人材をどうやって育てるか、岩手県にどうやって残すかということを生懸命やっているときです。やはりきちんと指導するべきだと思います。熊谷ふるさと振興部長、いかがですか。

○熊谷ふるさと振興部長 城内よしひこ委員がおっしゃるとおり、大学の適切な運営が一番だと思っています。岩手県の将来を担う人材を育成していただくということで、千葉理事長に全力で取り組んでいただいております。

〔「取り組んでいないじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○熊谷ふるさと振興部長 このコロナ禍の中で、学内における新型コロナウイルス感染症の対策でありますとか、今岩手県立大学の第四期中期計画策定を行っておりますが、そういった中でも理事長として、学校をしっかりと掌握して大学運営をやっていただいております。そういったことで、そこに傾注していただけるように私どもとしてもお願いをしてみたいと思います。

○城内よしひこ委員 お願いではないでしょう、指導でしょう、指導。立場が逆転していますよ。

○熊谷ふるさと振興部長 きちんとした大学運営を行っていくように私どもとしても申し上げていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回、8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、調査項目については庁内のDXの推進と働き方改革の取り組みについてといたしたいと思えます。

また、次々回、8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思えます。調査項目については、線状降水帯予報等防災対策についてといたしたいと思えますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任をお願いします。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内、東北ブロック調査につきましては、7月19日から20日まで、1泊2日の日程で実施いたしたいと思っております。追って通知いたしますので、御参加お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。